

令和7年度所沢市マネジメントシステム(TMS)推進指針

1 目的及び位置づけ

所沢市マネジメントシステム(以下「TMS」という。)は、本市がより合理的かつ効果的な市政を進めていくため、「所沢市マネジメントシステム推進指針」(本規程)を設け、事業の企画立案・予算化・実施・評価検証など一連の市政運営の進め方を定める。

2 総則

(1) TMS推進の役割分担

TMS推進のための役割分担は、以下のとおりとする。

- ① 市長は、TMSの総責任者として、次に掲げる役割を担う。
 - ア TMSを推進する体制を整えること
 - イ マネジメントレビューを行うこと
- ② 各所属は、TMSを推進する。
- ③ TMS推進に必要な事務を行うため、「所沢市マネジメントシステム推進事務局」を経営企画部経営企画課に置く。

(2) PDCAサイクルによる運用

PLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(評価)、ACT(改善)のPDCAサイクルは、TMSの基本である。

TMSにおけるPDCAサイクルは、以下の仕組みにより運用する。

- ① PLAN(計画)

本市における最上位の計画は、「第6次所沢市総合計画」である。総合計画の実現を目指し、実施計画を運用していく。
- ② DO(実行)

実行は、事務事業の実施などの日常の業務のなかでなされる。実行の方向

性を確認するために、目標達成に向けた進行確認を行う。

③ CHECK(評価)

評価は、目標確認制度により日常業務のなかで行うとともに、行政評価(3に記載)の仕組みにより行う。また、目標確認制度は、事業の目標達成とともに、職員の意欲向上を目指して実施するため、人事評価制度と連携を図る。

④ ACT(改善)

評価の結果を、業務の改善につなげる。改善結果は、実施計画(① PLAN)の次年度策定時に反映させる。

改革改善は、「一人一改善」、「職員提案」等の取組みによって進め、「有言実行発表会」等によりその成果を共有する。

(3) 行政経営の視点

行政改革の意識を踏まえた「所沢市行政経営のための職員行動ガイドライン」を定め、職員一人ひとりの意識付けを行う。

(4) 研修

各職場は、職員の知識や能力の向上を図るため、積極的に研修を実施する。研修内容は、各職場の自主性に委ねられるが、転入職員及び新規採用職員に対する研修や、法律改正等に対応するための研修は必須とする。

3 行政評価

(1) 行政評価の役割

行政評価は、TMSを推進していくうえでの基礎となるものであり、所沢市自治基本条例(以下「自治基本条例」という。)第25条の規定の趣旨を踏まえて実施する。

(行政評価)

第25条 市長その他執行機関は、合理的で効果的な市政運営を行うため、政策、施策及び事務事業について行政評価を実施し、その結果を市民等に公表するとともに市政に反映しなければなりません。

2 市は、行政評価を行うに当たっては、市民等及び知識経験者の参加に努めるものとします。

(2) 各評価の概要

① 政策評価

政策評価は、「第6次所沢市総合計画後期基本計画」に位置付ける「リーディングプロジェクト」を単位とし、ゼネラルマネージャーを評価者として実施する。

ゼネラルマネージャーは、以下の者が担当する。

リーディングプロジェクト	ゼネラルマネージャー
こどもを中心としたまちづくり	こども未来部長
地域のつながりを活かしたまちづくり	市民部長
健幸(けんこう)長寿のまちづくり	健康推進部長
人と自然が共生するまちづくり	環境クリーン部長
所沢の魅力を高めるまちづくり	産業経済部長

② 施策評価

施策評価は、「第6次所沢市総合計画後期基本計画」に位置付けられた「章」における「各節」を単位とし、各担当次長を評価者として実施する。

③ 事務事業評価

事務事業評価は、全事務事業のうち、実施計画に位置付けられた事業及び評価する意義があると考えられる事務事業について、各所属長を評価者として実施する。

(3) その他

所沢市自治基本条例で規定する行政評価(政策評価・施策評価・事務事業評価)のほか、公共事業に対する評価、市民意識に関する基礎的な調査を行う。

① 公共事業評価

公共事業評価(外部評価)は、市が実施する公共事業のうち、国庫補助事業で再評価対象事業となるもの及び第三者機関による評価が必要と認める事業について、公共事業評価委員会を評価者として実施する。

② 市民意識調査

市民意識調査は「第6次所沢市総合計画」に掲げた施策・事業の成果を測るとともに、今後の取組に向けた基礎資料とする。本調査は公平性を期すため、無作為に選ばれた市民に対し行う。

*令和7年度の行政評価(政策評価・施策評価・事務事業評価)については、第6次所沢市総合計画前期基本計画に位置づける「リーディングプロジェクト」「各章」「各節」を対象に評価を実施します。

4 SDGs(Sustainable Development Goals)への貢献

合理的かつ効果的な市政運営を進めていくことにより、SDGsの推進に貢献する。

5 マネジメントレビュー

マネジメントシステムの見直しは、年1回以上、「マネジメントレビュー」として市長が行う。

市長は、TMS見直しの要否を検討し、見直しの決定は、様式1「マネジメントレビュー実施票」により行う。

*この指針は、令和7年4月1日から施行する。

様式1

所沢市マネジメントレビュー実施票

実施日	令和 年 月 日()
市 長 欄	項 目
	(1) 所沢市マネジメントシステム(TMS)の推進状況 (2) その他の事項
	指 示 事 項 等
事 務 局 対 応 欄	